

（趣旨）

第一条 この規則は、千葉県総合スポーツセンターの管理等に関する条例（平成二十年千葉県条例第二十七号。以下「条例」という。）第四条及び第十一条の規定により、千葉県総合スポーツセンター（射撃場を除く。以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の告示）

第二条 知事は、条例第一条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

（利用時間）

第三条 次の各号に掲げる運動施設の利用時間は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 陸上競技場、第二陸上競技場、野球場、軟式野球場、ソフトボール場、庭球場、サッカー・ラグビー場及び弓道場 午前九時から午後五時まで
 - 二 スポーツ科学センター、体育館、武道館及び宿泊研修所（宿泊施設を除く。） 午前九時から午後九時まで
- 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、知事の承認を受けて利用時間を変更することができる。

（休所日）

第四条 センターの休所日は、次の各号に掲げる日とする。

- 一 定期休所日 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）
 - 二 年始休所日 一月一日から四日まで
 - 三 年末休所日 十二月二十八日から三十一日まで
 - 四 臨時休所日 特別の事情により、指定管理者が休所を必要と認めて、知事の承認を受けて定められた日
- 2 前項の休所日であっても、指定管理者は、特に必要と認めた場合は、知事の承認を受けてセンターの全部又は一部を開所することができる。

（専用使用の許可）

第五条 センターの運動施設又は器具を専用使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定による許可を受けようとする者は、利用開始の日の二月前の日の属する月の初日から利用開始の日の三日（スポーツ科学センターのトレーニングルーム（以下「トレーニングルーム」という。）にあっては、一月前）までに、千葉県総合スポーツセンター専用使用許可申請書（別記第一号様式）を指定管理者に提出しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、同項に規定する期間以外であっても同項の申請書を受け付けることができる。
- 4 指定管理者は、第一項の規定による許可をしたときは、同項の規定により専用使用しようとする者に対し、専用使用許可書を交付するものとする。
- 5 第一項の許可には、センターの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（利用券及び超過利用券）

第六条 センターの運動施設を共同使用しようとする者は、利用券の交付を受けなければならない。

- 2 前項の規定により交付を受けた利用券による所定の利用時間を超過してセンターの運動施設を共同使用しようとする者は、トレーニングルームにあっては超過利用券の交付を、トレーニングルーム以外の運動施設にあっては新たに利用券の交付を受けなければならない。
- 3 前各項の規定により、利用券又は超過利用券の交付を受けた者は、当該利用券又は超過利用券を係員に提示し、確認を受けなければならない。

（回数券）

- 第七条 トレーニングルームの共同使用に係る回数利用料金を納付して回数券の交付を受けた者は、当該回数券一枚につき十一回分の利用券の交付を受けることができる。
- (利用の制限)
- 第八条 センターの運動施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該運動施設を利用することができない。
- 一 六歳に満たない者が利用しようとする場合で、適当な指導者、保護者又は付添人がいないとき。
 - 二 利用券の有効期間中であっても、当該運動施設が専用使用されているとき。
- 2 前項に定めるもののほか、小学校の児童及び小学校就学の始期に達するまでの者は、トレーニングルームを利用することができない。
- (売店施設の利用等の許可)
- 第九条 第五条の規定にかかわらず、運動施設内において売店施設を利用し、仮設の売店を設置し、又は販売員により移動して物品を販売しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定による許可を受けようとする者は、千葉県総合スポーツセンター売店施設利用等許可申請書(別記第二号様式)を指定管理者に提出しなければならない。
 - 3 第一項の許可には、センターの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。
 - 4 前二項に定めるもののほか、第一項の許可に関し必要な事項は、知事が別に定める。
- (園地等の利用の許可)
- 第十条 園地等(運動施設以外の施設をいう。以下この項において同じ。)において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
- 一 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
 - 二 業として写真又は映画を撮影すること。
 - 三 興行を行うこと。
 - 四 競技会、展示会その他これらに類する催しのため園地等の全部又は一部を独占して利用すること。
- 2 前項の規定による許可を受けようとする者は、千葉県総合スポーツセンター園地等利用許可申請書(別記第三号様式)を指定管理者に提出しなければならない。
 - 3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の許可について準用する。
- (利用者の遵守義務)
- 第十一条 センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 利用を許可された場所以外の場所を利用しないこと。
 - 二 センターの施設又は器具を損傷し、又は汚損しないこと。
 - 三 センター内の秩序を乱し、又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。
 - 四 壁、柱、柵等に貼り紙をし、又はくぎ類等を打たないこと。
 - 五 その他指定管理者の指示に従うこと。
- (利用許可の取消し等)
- 第十二条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定による許可を取り消し、又はセンターの施設若しくは器具の利用の停止を命ずることができる。
- 一 虚偽の利用許可の申請をしたとき。
 - 二 第五条第五項及び第九条第三項(第十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による許可の条件に違反したとき。
 - 三 前条の規定に違反したとき。
- (損害の賠償)
- 第十三条 利用者が、その故意又は過失によりセンターの施設又は器具を損傷し、又は汚損したときは、知事の指示するところにより、これを原状に復さなければならない。この場合において、損傷し、又は汚損したセンターの施設又は器具を原状に復することができないときは、知事が相当と認める損害額を賠償しなければならない。
- (知事が管理する場合の特例)

第十四条 条例第十条第一項の規定により知事がセンターの管理の業務の全部又は一部を行う場合において、当該業務に第三条第二項、第四条、第五条又は第九条から第十二条までに規定する業務のいずれかが含まれるときにおけるこれらの規定及び別記様式の規定の適用については、第三条第二項、第四条第一項第四号及び第二項、第五条第一項から第四項まで、第九条第一項及び第二項、第十条第一項及び第二項、第十一条第五号並びに第十二条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第三条第二項中「知事の承認を受けて利用時間」とあるのは「利用時間」と、第四条第一項第四号中「、知事の承認を受けて定めた日」とあるのは「定めた日」と、同条第二項中「知事の承認を受けてセンター」とあるのは「センター」と、第五条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該専用使用について指定管理者の許可を受けている場合は、この限りでない」と、第九条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用等について指定管理者の許可を受けている場合は、この限りでない」と、第十条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該行為について指定管理者の許可を受けている場合は、この限りでない」と、別記様式中「千葉県総合スポーツセンター指定管理者」とあるのは「千葉県知事」とする。

2 条例第十条第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行う場合であって、当該業務に第五条、第九条又は第十条に規定する業務のいずれかが含まれるときにおいては、知事が当該業務を行うこととなった日において現に第五条第二項、第九条第二項又は第十条第二項の規定により指定管理者に対して行っている許可の申請は、当該日以後においては、前項の規定により読み替えて適用する第五条第二項、第九条第二項又は第十条第二項の規定により知事に対して行っている許可の申請とみなす。

3 条例第十条第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第五条第一項、第九条第一項及び第十条第一項の規定の適用については、第五条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該専用使用について知事の許可を受けている場合は、この限りでない」と、第九条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用等について知事の許可を受けている場合は、この限りでない」と、第十条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該行為について知事の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 前項の場合においては、指定管理者が当該業務を行うこととなった日において現に第一項の規定により読み替えて適用する第五条第二項、第九条第二項又は第十条第二項の規定により知事に対して行っている許可の申請は、当該日以後においては、第五条第二項、第九条第二項又は第十条第二項の規定により指定管理者に対して行っている許可の申請とみなす。

(委任)

第十五条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に国際総合水泳場管理規則等を廃止する規則（令和四年千葉県教育委員会規則第十三号）による廃止前の千葉県総合スポーツセンター管理規則（平成十一年千葉県教育委員会規則第十六号）の規定によりなされている処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別 記

第一号様式

(第五条第二項)

第二号様式

(第九条第二項)

第三号様式

(第十条第二項)